各関係福祉団体の代表者 様

静岡県健康福祉部介護保険課長

## 介護職員処遇改善支援補助金について(周知依頼)

日頃、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金について、関連情報を県公式ホームページに公開しました のでお知らせします。

標記補助金の対応にあたっては次の要件が予定されており、就業規則の改定 等の対応が必要であることあることから、貴団体の会員事業所への周知に御配 慮いただきますようお願いします。

なお、同報メール配信システムにより、介護事業所にも周知しております ことを申し添えます。

## (要件)

- ・ベースアップ等支援加算の取得(令和6年4月から取得見込みでも可)
- ・令和6年2・3月分(令和5年度中分)からの賃上げ
- ・賃上げ効果の継続のため、補助額の3分の2以上を介護職員等の月額賃金 (基本給又は決まって毎月支払われる手当)の改善に使用 ※就業規則(賃金規程)改正に一定の時間を要することを考慮し、令和6年 2・3月分は全額一時金による支給も可能

なお、標記補助金について質問等がある場合には、下記厚生労働省コールセンターまで問い合せするよう、併せて周知をお願いいたします。

また、標記補助金に係る本県への交付申請に係る提出書類や提出時期等については、別途改めて御案内いたします。

記

<厚生労働省コールセンター>

電話番号:050-3733-0222

受付時間:午前9時から午後6時(土日含む)

<県介護保険課公式ホームページ>

https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/kaigohoken/1040743/1059773.html

担 当 介護人材班 電話番号 054-221-2314